平成２３年（へ）第７９号
京都府福知山市字多保市297番地の１
申立人　株式会社大福機工商会
代表者代表取締役　大槻　　毅
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月12日
平成23年12月13日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＶ45810
金額　3,082,434円
支払期日　平成23年４月５日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大正橋支店
振出日　平成22年12月27日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ニチゾウテック　取締役社長　菱川　道生
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８０号
東京都港区高輪３丁目11番３号　東信高輪ビル９Ｆ
申立人　ゲティンゲ・ジャパン株式会社
代表者代表取締役　金子　　勝
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月12日
平成23年12月13日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＶＮ266555
金額　2,626,470円
支払期日　平成23年11月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成23年７月20日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ミューチュアル　代表取締役社長　三浦　浩一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８１号
静岡市葵区竜南２丁目11番43号
申立人　株式会社アクト・オム
代表者代表取締役　山田　能敬
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月12日
平成23年12月13日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＺ28260
金額　2,476,000円
支払期日　平成23年７月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大阪営業部
振出日　平成23年５月２日
振出地　大阪市
振出人　大和ハウス工業株式会社　代表取締役　大野　直竹
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８２号
大阪市城東区諏訪３丁目12番26号
申立人　株式会社インプロ
代表者代表取締役　柴田　雅朗
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月12日
平成23年12月13日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＪ277210
金額　1,200,000円
支払期日　平成23年10月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成23年６月15日
振出地　大阪市
振出人　日匠建設株式会社　代表取締役　小畠　末勝
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８３号
大阪市西淀川区姫里３丁目４番20号
申立人　テクニパック有限会社
代表者清算人　福井　美佳
申立人代理人弁護士　石井　義人
同　　白井　一成
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月12日
平成23年12月13日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＪ00001
金額　220,342円
支払期日　平成23年６月15日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社伊予銀行大阪北支店
振出日　平成23年２月15日
振出地　大阪市
振出人　ニッパテック株式会社　代表取締役　川嵜龍四郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＨ00007
金額　424,452円
支払期日　平成23年７月15日
振出日　平成23年３月15日
支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第８４号
大阪府枚方市南中振２丁目50番９号
申立人　有限会社丸和機械
代表者代表取締役　櫨林　良井
権利を争う旨の申述の終期　平成23年12月12日
平成23年12月13日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＨＡ71104
金額　1,481,250円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行梅田中央支店
支払地　大阪市
振出日　平成23年８月22日
振出地　大阪市
振出人　株式会社機器製造岡本　代表取締役　菊田　愼二
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３７３号
広島市西区小河内町１丁目10番３号
債務者　株式会社和興
代表者代表取締役　佐々木和之
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　**粟**田　博正
４　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８８号
宮崎市大字赤江1367番地２
債務者　有限会社新和建設
代表者代表取締役　塗木　久文
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松田　公利
４　破産債権の届出期間　平成24年１月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９２号
広島県呉市西中央４丁目４番１号
債務者　株式会社山口組
代表者代表取締役　山口　一男
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大森　恒太
４　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月21日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部